

ゆたか



謹賀新年
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます
平成二十七年 元旦

金鱗湖 (由布市)

No.150

2015.1.15



E-mail ho-oita@orion.ocn.ne.jp
URL <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

CONTENTS

- 01 年頭所感
- 03 新年のごあいさつ
- 04 国税だより
- 07 県税だより
- 09 中学生の「税についての作文」
- 11 法人会の活動
- 22 新会員ご紹介



税の知識を活かし、一步先の経営を。

法人会と タッグを組もう。



法人会キーマスター
けんた

杉山 愛

 法人会

法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。

0120-010111 法人会 検索

(公社)大分法人会からのお知らせ

法人会では、研修会や講演会（以下「研修会等」という。）を本会、ブロック、支部等で実施しています。研修会等への参加費は基本的に無料です。希望者の方は、お近くの法人会役員又は事務局までお問い合わせください。研修会等の開催日程につきましては（公社）大分法人会ホームページ等でお知らせしています。

なお、法人会活動は会員企業の会費により運営されています。法人会への加入のご検討もお願い致します。



年 頭 所 感

(公社)大分法人会 会長 矢野 利幸

新年あけましておめでとうございます。

皆様には清々しく新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、平素より法人会活動にご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の経済は、10月31日の日銀によるサプライズ追加緩和を受け、株高が一段と加速。消費税増税の先延ばしと相まって、景気感の押し上げに作用し、景気の下支えになっているといわれています。

しかし、わが大分県の経済は、雇用面では医療・福祉業や製造業を中心に新規求人数が増加するなど明るい面がみられる一方で、個人消費については、昨年4月に引き上げられた消費税の駆け込み需要の影響は和らいでは来ているものの、全体としては、いまだ足踏み状態といった状況となっているなど、地方経済においては、現在も厳しい状況が続いている状況です。

ところで、法人会の会報誌は、昭和52年2月の発刊以来、本号で150号を迎えました。この間、一貫して税のオピニオンリーダーとして、税知識の普及や納税道義の高揚に資する活動、税制改正への提言等を活動の主目的に事業を行ってきました。また、地域・社会への貢献事業として、各種の公開講演会や公開研修会を開催し、イベントへの参加・支援にも取り組んできました。

平成25年4月に公益社団法人の認可を受け、法人組織の変更はありましたが、今後も税を基軸とした活動を続けてまいります。

法人会は、多種多様な業種の企業経営者が集う団体です。異業種交流の場となり、新たな事業展開のヒントが得られるなど、地域企業の繁栄と事業発展のための会活動を積極的に推進してまいります。

本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。



謹賀新年



副会長 首藤 伊佐樹
株大分放送



会長 矢野 利幸
株ヤノメガネ



副会長 平倉 二三雄
株平倉建設



副会長 杉原 正晴
大分交通株

本年もどうぞ
よろしく
お願い申し
上げます



副会長 角山 光邦
株角山商店



副会長 鈴木 崇之
株大分銀行



新年のごあいさつ

大分税務署長 山口孝浩

新年明けましておめでとうございます。

平成27年の年頭に当たり、公益社団法人大分法人会並びに会員の皆様方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御家族ともども健やかな新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げますとともに、日頃から税務行政全般にわたり格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私にとりまして、昨年7月に着任し早いもので半年が経過しました。大分税務署での勤務は初めてではありますが、出身県ということもあり、久しぶりに大分の方々の温かい人情と海や山の豊かな自然に触れ、改めて「豊の国」大分の魅力を再認識しているところであり、また、大分駅ビルや県立美術館などが完成し、さらなる飛躍が期待される時に勤務できますことを大変光栄に感じているところでございます。

大分法人会におかれましては、「良き経営者をめざすもの団体」として正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図られており、なかでも、税を考える週間行事のほか改正消費税法説明会などの税務研修会、租税教室・税に関する絵はがきコンクール及び講演会の開催など、社会貢献活動に積極的に取り組み、地域の発展にも大きく貢献しておられます。

矢野会長をはじめ役員並びに会員の皆様の多大なご尽力に対し、心から敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化・高度情報化の急速な進展等により大きく変化しております。

税制面を見ますと、昨年4月に17年ぶりに消費税率が引き上げられ、また、本年1月以降の相続開始分から相続税の課税ベースが拡大されています。このような中、昨年の世相を一字で表す漢字も「税」に決まるなど国民の皆様への税に関する関心はますます高まっております。

私どもといたしましては、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために、納税者サービスの向上に努めるとともに、税務行政の簡素化・効率化に取り組んでいるところでございます。

皆様方にはこれまでも多大なご協力賜っているところですが、今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく確定申告の時期を迎えますが、会員の皆様で確定申告が必要な方におかれましては、e-Tax（確定申告やダイレクト納付）或は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を御利用いただき期限内の申告と納税にご協力いただきますようお願いいたします。

本年は未年ですが、群れをなす羊は、家族の安泰を示し、平和に暮らすことを意味するとされています。新しい年が公益社団法人大分法人会にとりまして更なる飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方の事業の御繁栄と御家族をはじめ従業員の皆様のご安泰と平和な年であることを祈念しまして新年の挨拶とさせていただきます。

国 税 だ よ り

平成26年分所得税等確定申告のご案内

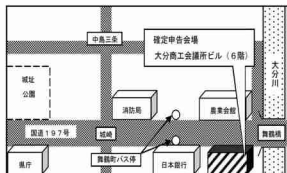
場所：確定申告会場（大分商工会議所ビル6階）

- 所得税・消費税（個人事業者）・贈与税の申告相談と受付
- 期間：2月16日（月）～3月16日（月）
※土曜日及び日曜日は開設していませんが、2月22日（日）及び3月1日（日）は、通常どおり開設します。
- 受付時間：午前9時から午後4時まで

（注）確定申告会場に関するお問い合わせは、大分税務署へお願いします。

（大分商工会議所へのお問い合わせはできません。）

大分税務署 ☎ 097-532-4171
（自動音声案内）



※確定申告会場をご利用の際には、公共交通機関でお越しください。

なお、最寄りのバス停は、「舞鶴町」です。
※税務署内には確定申告会場は開設しておりません。（「確定申告会場」をご利用ください。）

自宅で申告書を作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成することができます。

税務署への提出は、①電子申告（e-Tax）でデータを送信又は②印刷して提出のいずれかにより申告できます。詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）やe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

自宅からネットが便利 申告・納税 e-Tax



【利用可能な手続】

- 申告 …………… 所得税（及び復興特別所得税）、法人税・地方法人税（及び復興特別法人税）、贈与税、消費税及び地方消費税、酒税、印紙税
- 納税 …………… 全ての国税
- 申請・届出等 …… 納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など

※ 電子署名を必要としない一部の手続等（納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更等）については、スマートフォン等でもご利用になれます。

確定申告に関するご相談は確定申告電話相談センター「0」番へ！

熊本国税局では平成27年1月19日（月）から平成27年3月16日（月）までの期間、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告に関するご相談等に電話でお答えしております。

最寄りの税務署の代表電話におかけいただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話ください。申告会場や受付時間などの問い合わせにはオペレーターがお答えするほか、問い合わせの内容等により、電話を転送し、職員等がお答えいたします。

なお、時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

大分税務署 (Tel 097-532-4171) ※自動音声案内

相続税・贈与税・事業承継税制関連情報

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

1 相続税

- (1) 遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。
- (2) 最高税率の引上げなど税率構造が変わります。
- (3) 税額控除のうち、未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。
- (4) 小規模宅地等の特例について、特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

2 贈与税

- (1) 相続時精算課税について、適用対象者の範囲の拡大など適用要件が変わります。
- (2) 暦年課税について、最高税率の引上げや税率の緩和など税率構造が変わります。

3 事業承継税制（相続税・贈与税）

事業承継税制について、適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

税制改正の情報等（平成27年1月1日施行）

改正等の概要について、次の項目が国税庁ホームページに掲載されていますのでご覧ください。

(www.nta.go.jp 又は [国税庁](#) [検索](#)) (「相続税」で検索)

○相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（平成27年1月1日施行）

○非上場株式会社等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし（平成27年1月1日施行）

○非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書



相続税・贈与税共通

相続税・贈与税 改正 事業承継税制

- 非上場株式会社等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例（以下「事業承継税制」といいます。）の適用要件の緩和や手続の簡素化などが行われます。主な改正の内容は次のとおりです。

※ 「非上場株式会社等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。

改正事項		改正内容
事前確認制度	1	経済産業大臣の認定を受けるための要件であった「経済産業大臣の権限」の制度が廃止されました。(注)
適用要件	会社の要件	資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）について、特例の適用を受けるための要件が、次のとおり変わります。(改正部分：下線) ① 商品の販売・貸付け等を3年以上行っていること。(関係関係者などへの貸付けを除きます。) ② 後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が5人以上いること ③ 後継者とその後継者と生計を一にする親族以外の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有又は賃借していること
	後継者の要件	後継者の要件のうち、被相続人等の「親族」であることとする要件が廃止されます。
	先代経営者の要件	先代経営者（贈与者）が、贈与時に「役員」の場合であっても、特例の適用を受けることが可能となります。【贈与税のみ】 改正前：役員でないこと 改正後：代表権を有していないこと
	担保提供	特例の適用を受ける会社が株券不発行会社であっても、一定の書類を提出することにより、株券を発行することなく株式を担保として提供することが可能となります。
納税猶予期限の確定事由 (注1)	6	経営承継期間(注2)における常時使用従業員数に係る納税猶予期限の確定事由が、次のとおり変わります。 改正前：経営承継期間毎年、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること 改正後：経営承継期間平均で、贈与又は相続開始時の雇用の8割以上を確保すること
	7	代表権を有しない役員である先代経営者（贈与者）が、会社から給与等の支給を受けた場合であっても、納税猶予期限の確定事由に該当しないこととなります。【贈与税のみ】
	8	納税猶予期限の確定事由である「総収入金額が零となった場合」の判定について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外されます。(改正部分：下線) (特例の適用時における総収入金額の判定も同様です。)
納税猶予税額の計算	9	納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式会社等以外の財産の価額から先に控除するなど納税猶予税額の計算方法が変更されます。【相続税のみ】
	10	特例の適用を受ける会社が資産管理会社（資産保有型会社又は資産運用型会社）に該当する場合において、その会社等が一定の上場株式等を保有するときは、納税猶予税額の計算上、その会社等がその上場株式等を保有していないものとして計算することとなります(改正事項「11」の納税猶予税額の再計算を行うときに限ります。)
	11	経営承継期間の経過後に、民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における非上場株式会社等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することが可能となります(再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。)
納税等	延納・物納	改正事項「6」の確定事由により猶予期限が確定した納税猶予税額について、相続税については延納又は物納、贈与税については延納の選択が可能となります。
	利子税	経営承継期間の経過後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その経営承継期間中の利子税が免除されることとなります。
提出書類	14	申告書等の提出時に提出する添付書類のうち、一定のものが提出不要となります。

※1 「納税猶予期限の確定事由」とは、納税の猶予が打ち切りとなる一定の事由（例えば、非上場株式会社等の譲渡、贈与など）をいいます。

※2 「経営承継期間」とは、原則として、申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間をいいます。

(注) 改正事項「1」は、平成25年4月1日以後に受ける認定について適用されます。

【適用関係】

上記の改正（改正事項「1」を除きます。）は、原則として、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する非上場株式会社等に係る相続税又は贈与税について適用されます。

なお、改正前の事業承継税制の適用を受けた（又は受ける）場合であっても、一定の要件を満たす場合には、選択により、平成27年1月1日以後の期間について改正後の事業承継税制の一定の改正事項の適用を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」をご覧ください。お問い合わせ先は、税務署にお尋ねください。

県税だより

大分県

法人県民税・事業税、地方法人特別税の電子申告受付サービスを行っています(お知らせ)

大分県では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）（注）を利用したインターネットによる法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告受付サービスを行っています。

また、法人の設立届などの申請受付サービスもできるようになりました。

このサービスをご利用されると、これまでのように県税事務所の窓口へ出向いたり、郵送する手間が省け、また、複数の都道府県への申告が一度にできます。

なお、ご利用いただく場合は、事前に届出が必要になります。

電子申告のその他のメリット

- 1 エルタックスに対応した民間の税務、会計ソフトでそのまま申告できます。
- 2 申告書作成のチェック機能により、入力・計算誤りを防止できます。
- 3 申告書作成のサポート機能がたくさんあります。

詳細は、大分県庁ホームページ（<http://www.pref.oita.jp/11500/zei/>）をご覧ください。

注 地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXは、地方公共団体が組織する「一般社団法人地方税電子化協議会」が運営しています。

<<電子申告を利用する場合の事前手続き>>

- ① eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）にアクセスし、WEBデスクの「利用届出窓口」から届出を行ってください。
なお、利用届出のときに電子署名が必要になります（関与税理士の署名でも可）ので、予めご準備ください。
また、受付時間は、平日の午前8時30分から午後9時までとなっていますので、ご留意ください。
- ② 利用届出を受付後、電子申告に必要な利用者IDや仮暗証番号等に関する通知書が地方税電子化協議会からEメールにより通知されます。
- ③ eLTAXホームページの「PCデスク取得窓口」からソフトウェアをダウンロードして使用してください（希望者には、CD-ROMでの送付も行っています（別途手続きが必要です））。

☆☆ 事業主の皆様へ ☆☆

**給与支払報告書は、
平成27年2月2日(月)までに提出しましょう**

給与支払報告書の提出

1月1日現在において給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、平成27年2月2日(月)までに「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている方が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

～ 個人住民税の納税は特別徴収で ～

給与からの特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

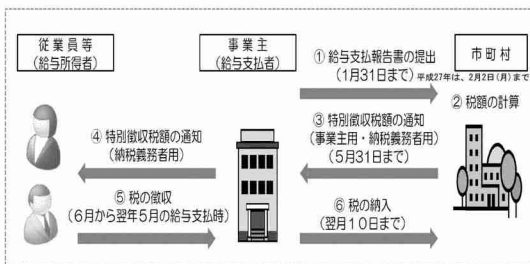
※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

- ① 従業員が自ら金融機関に向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。
（特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます）

特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。



地方税徴収強化対策連絡会議
 ■大分県内全市町村 税務担当課
 大分県 市町村振興課
 税務課

中学生の「税についての作文」



● 公益社団法人全国法人会総連合会会長賞 ●

支え合いの税金

植田西中学校 3年 田口 優莉亜

「血圧も消費税も上がってきたわ。」

この伯父の発言に笑いが起こった。

今年のゴールデンウィークに親戚が集まった。この会話をなにげなく聞いていた私だけ、今こうして「税」について考えている。

もし、今、「あなたにとっての税とは何ですか？」と誰かに聞かれても、すぐに答えられる自信はない。だから私は、まずは身近な「家族」に聞いてみることにした。

まずは、母に聞いてみた。

「税かー。厄介かな。」

私もそう思う。この前、急にコーラが飲みたくなって「150円」をもって、家の近くの自動販売機に行った。500ミリリットルのボトルはなんと「160円」だった。手に握っているのは、100円玉と50円玉。価格表示は、あと10円が必要だと言っている。仕方、私は、350ミリリットルの缶のコーラを買った。コーラ好きの私としては、かなりショッピングな出来事だった。この時一瞬だけ「税」の存在を不愉快に感じた。こんな体験をした人は私だけではないように思えた。

次に父に聞いてみた。

「税金は、目に見える物から、目に見えない物まで、いろんな事に役立ってるんだ。」

気になった。「目に見える物」と「目に見えない物」これは、ネットを使って調べてみた。まずは「目に見える物」から。例えば、公園、公共のトイレ、市役所、図書館、道路、美術館、橋などである。次に「目に見えない物」だ。例えば、医療費、教育費などの公共サービスなどがある。私が特に驚かされたのは、「教育費」だ。私たち中学生一人当たり年間約百万六千円も負担がかかっているそうだ。私のような普通の中学生に年間これだけのお金を国がかけてくれていることに今すごく幸せと感謝を感じている。国が私たちに税をもたらししてくれているのではなく、よく考えてみれば、「国民一人一人が税によって支え合っている」のだと私はこの作文をきっかけに感じた。

「税」によって人に「幸福」をもたらししているからこそ、この日本は豊かな国なのだ。「税」によって日本は「再生」されている。少子高齢化問題に、被災地の復興。「税」によって「明日への希望」を感じている。勉強できる喜び、健康に過ごせる感謝。

私の「税」に対する思いが変わった。日本は「税」で支え合い、一人一人の人權が守られている。

今日買った消しゴムが、日本の「明日」を、いや、「未来」を変えたのかも知れない。

中学生の「税についての作文」



● 公益社団法人大分法人会会長賞 ●

税金について

判田中学校 3年 大島 亘貴

僕は最近まで、税金と聞いて良いイメージを持ったことがありませんでした。実際に、好きな飲み物を買おうと店に行ってみたら消費税のせいで買えなかったことがありました。僕は税金ってなんであるのだろう、と思い調べてみることにしました。

僕たちは日々の中で様々なかたちをしている税金を払っています。この税金は一体、どこでどのように使われているのでしょうか。

それは、消防署、警察署などで働いている公務員の人やその設備などで使われています。他にも、学校や病院などの施設の建設や運営、ごみの収集や処理、標識や信号機の設置といった、僕たちの生活に必要な不可欠なものほとんどが税金でまかなわれているのです。

もし、この世界に税金がなかったら、全員その分お金を持っているでしょう。しかし、消防署や警察署などは建てられません。それに、あったとしても火事が起きて消火してもらうためには、お金を払わなければなりません。中学生までの子どもはみんなが義務教育によって教育を受けることができるのも、税金がなければ教育費などの料金ももっと高くなってしまいます。

まだ、記憶に新しいあの東日本大震災は、あまりにも多くのものを奪いました。建設していた建物やまだ買って間もないもの、そしてたくさんの方の命も奪われてしまいました。これらのものを全てよみがえらせることは可能ではありません。しかし、僕たちが日々の中で払っている税金とみんなで協力し、集めている募金でなんとかそれに近づけようとしている人たちがたくさんいます。僕は、税金が、使われる道がいろいろあることを知りました。そして、これが税金の意義であり、役割の一つなのかと感じました。

また、最近では、少子高齢化が進んでいるということについて多く取り上げられています。この少子高齢化が急速に進行していく時代では、医療や介護などの社会福祉はとても必要とされていきます。これらに使われている予算も税金にまかなわれています。この予算はどんどん増えていく一方だと考えられています。税金を取る量を少なくし過ぎてしまうとこの予算がなくなってしまうかもしれないのです。

そのようなことにならないために、子供である僕たちに出来ることは、税金についての知識を深め、正しく理解することだと思います。そして大人になったとき、その知識をしっかりと活用しながら自分や周りの大切な人達が豊かで安心して暮らせるために税金を納めていきたいと考えています。

法人会の活動

税を考える週間 公開講演会

11月17日、(公社)大分法人会(矢野利幸会長)は税を考える週間に毎年実施している公開講演会を、ホルトホール大分大ホールで開催した。当日は大分・由布両市をはじめ県下一円より子育て世代の女性を中心に約900名が聴講した。

今回は、尾木ママで知られる教育評論家、法政大学教職課程センター長・教授で臨床教育研究所「虹」所長の尾木直樹氏を講師に招いて「子どもの声を聴く- 親だからできる心の教育-」のテーマで開催した。

講師紹介と同時に客席側から登場するサプライズ。講演は、尾木ママ誕生秘話に始まり和やかに進化した。

講演は、「いじめ問題」、「マイナス10か月からの子育て」、「基本的信頼感の形成」、「心のあり方」などについて行われた。聴くとは相槌を打ち共感すること。

これからは、「どうしたの-?」「そうか。それは大変だったね-」を心がけたい。



▲ 講演中の尾木ママ



▲ 会場の様子

街頭広報

11月11日、(公社)大分法人会(矢野利幸会長)は、税を考える週間(11月11日-17日)の行事として、毎年取り組みを行っている街頭広報を本年もトキハ本店前で行った。

当日は、大分税務署職員、本会役員合わせて約30名により、花の種(クリサンセマム(花言葉・真実))とポケットティッシュ1,000セットを配布し、e-Tax(国税)、eLTAX(地方税)の利用促進の広報活動を行った。



▲ 街頭広報の様子



▲ 街頭広報参加者

税制改正に関する提言活動

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のオピニオンリーダーとして税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っている。

本年は、「まだ道半ば。国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!」、「厳しい経営実態を踏まえ、中小企業の活性化を図る税制を!」、「法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率も15%の本則化とする見直しを!」、「本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に見直しを!」のスローガンのもと、地元選出の国会議員、大分県知事、県議会議長、大分・由布両市長、大分・由布両市議会議長に対して、「平成27年度税制改正に関する提言書」を手交した。



▲ 大分県知事に手交する矢野会長



▲ 大分市長に手交する矢野会長

提言書の要点は次頁のとおり。

平成27年度税制改正に関する提言（重点項目）

1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

(1) 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

社会保障制度改革は急務であり、「重点化・効率化」によっていかに給付を抑制するかが重要である。その際には「自助」と「公助」の役割とその範囲を改めて見直すことが求められる。また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

(2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のため、消費税が段階的に引き上げられる予定となっている。増税は国民に痛みを求めるものであり、その理解を得るためには政府・議会が「まず隗^{がい}よりはじめよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であると考ええる。

(3) 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減が不可欠であり、その際には社会保障をはじめとした各歳出分野の削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行する。

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置

①消費税率10%への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

②事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から、税率10%程度までは単一税率が望ましい。

2. 法人税率の引き下げ

(1) 法人実効税率20%台の早期実現

(2) 中小企業の軽減税率15%の本則化と適用所得金額の引き上げ

(3) 税率引き下げの代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について、要件緩和と充実

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(3) 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

平成27年度税制改正に関する提言（重点項目・地方自治体）

1. 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のため、消費税が段階的に引き上げられる予定となっている。増税は国民に痛みを求めるものであり、その理解を得るためには行政・議会が「まず随^がよりはじめよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう求める。

(1) 公務員の人員と人件費の削減

公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。なお、地方公務員給与は、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(2) 議員定数と報酬の削減

地方議会は大胆にスリム化し、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たさなければならない。また、議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求めるとともに、行政委員会委員の報酬についても日当制を導入するなど見直すべきである。

2. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。（都市計画税と併せて）評価方法および課税方式の抜本的見直しを求める。

(2) 地方税については、応益課税の原則を考慮すべきではあるが、中小企業は経営基盤が弱く、担税力が低いこと等から、外形標準課税の対象範囲を拡大すべきではない。

(3) 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべき

(4) 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない。

(5) 法定外目的税は法人に対して安易に課すべきでない

第31回全国大会開催

10月16日、(公財)全国法人会総連合の第31回全国大会が、栃木県宇都宮市の栃木県総合文化センターで開催された。当日は、国税庁長官をはじめ、関東信越国税局長、栃木県知事、宇都宮市長など多数の御来賓を迎え盛大に開催された。

大会では、全国から約2,100名の経営者が参加し、「税制改正に関する提言」についての大会宣言を行ったほか、青年部が中心となって進めている「租税教育活動」の報告が行われた。

大会に際しての記念講演は、TBSテレビ報道局の杉尾秀哉氏が「日本の行方- 政治と経済の現状分析と展望- 」と題して講演を行った。



▲ 大会参加者



▲ 講演する杉尾秀哉氏

第28回全国青年の集い秋田大会開催

11月20日・21日の両日、「法人会全国青年の集い秋田大会」が、秋田県秋田市の秋田県民会館ほか3会場を利用して開催された。当日は、全国から約1,800名の若手経営者が参加し盛大に開催された。(公社)大分法人会青年部会からは古本太部会長ほか7名が参加した。

大会は、青年部会が中心となって進めている租税教育活動のプレゼンテーションで最優秀賞を受賞した徳山周南法人会の事例発表が行われた。

大会に際しての記念講演は、読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏が「リーダーは如何にあるべきか- ユタかな国・美しき心をつなぐために- 」と題して講演を行った。



▲ 会場の様子



▲ 大会参加者

租税教室講師養成研修会開催される

10月9日、大分税務署第1会議室において、租税教育推進協議会が主催する「租税教室講師養成研修会」が開催され、当会から租税教室に携わる青年部会、女性部会の会員が出席した。

当日は、租税教室での留意事項や効果的な指導の在り方の説明等が行われ、南九州税理士会が取り組みを行っている中学生を対象とした租税教室の進め方の模擬研修が行われた。



▲ 研修会の様子

租税教育公開研究発表会に参加

11月6日、大分地区租税教育推進協議会主催の「租税教育公開研究発表会」が佐伯市立木立小学校で開催され、参加した。

小学生の租税教育は、6年生の時に少し触れる程度で難しいと言われている中、同校では、1年生の時からその土壌づくりに取り組んでいる様子が窺えた。

1年生の授業では税金という言葉は全く使われず「税を負担しなければならない」との気持ち、資質を養う授業で、きめ細やかな授業が実施されていた。

小学校低学年での租税教育の難しさを実感する1日であった。



▲ 式典会場の様子



▲ 分科会の様子

チャリティーゴルフ大会開催

11月19日、(公社)大分法人会(矢野利幸会長)は、臼杵カントリークラブにおいてチャリティーゴルフ大会を開催し25名参加した。当日は、天候に恵まれ、ゴルフ日和であったが、バミューダグリーンに悩まされ、結果、チャリティーに寄与する1日となった。

なお、チャリティーの収益金7万1千円については、大分合同福祉事業団に寄付した。



▲ 大会参加者



▲ 募金の寄付に向う矢野利幸会長
杉原 正晴 副会長
平倉二三雄 副会長

成績は次のとおり、

優勝	二村 沢 行 氏	NET	70.2 (グロス99)
準優勝	牧 通 氏	NET	71.0 (グロス95)
3 位	本 田 喜世彦 氏	NET	72.0 (グロス96)

イベント参加

11月2日、(公社)大分法人会(矢野利幸会長)は、「ななせの里まつり」に参加し、税のPR活動を行った。特にブースでの税金クイズは、列ができるほど好評で用意した賞品が不足する事態も発生する状況であった。



▲ 会場の様子



▲ イベント参加者

中津法人会との合同研修会実施

10月27日、(公社)大分法人会女性部会(柴田文子部会長)は、租税教室や社会貢献事業の進め方について、中津法人会と合同研修会をグランドプラザ中津ホテルにおいて開催した。

大分法人会からは、「円プリオ基金」の取組みについて、中津法人会からは、「租税教室」の取組みについてそれぞれ発表が行われた。

研修会では、中津法人会が「租税教室」で使用している紙芝居「福沢先生とおさむくんの税のおはなし」について実演が行われた。内容は、地元に着したストーリーとなっており、声を担当するスタッフも別々で、これからの租税教室の参考となった。



▲ 租税教室の様子



▲ あいさつする中津法人会小園女性部会長

女性部会博多研修会実施

11月6日、(公社)大分法人会女性部会(柴田文子部会長)は、大分市・由布市両地域の町おこし・地域の活性化のための現地研修会を、博多通りで実施した。

当日は、会員・非会員併せて40名が参加した。博多通りは、「はかた伝統工芸館」、「博多町屋ふるさと館」、「櫛田神社」などの施設がある。これらの施設のほか資料展示館や土産物店が共存する町となっており、年間を通じて多くの観光客が訪れる場所となっている。博多中心部にありながら、中心部とは違う雰囲気のほか、伝統工芸の「博多織」や「博多人形」など、永年培われた職人技にも触れることができた。



▲ 研修会参加者



▲ はかた伝統工芸館

女性部会研修会

11月26日、(公社)大分法人会女性部会(柴田文子部会長)は、大分税務署第1会議室において納税貯蓄組合と合同で研修会と講演会を開催した。

第1部の研修会は、資産課税部門の中嶋修一統括官が、「相続税の概要と改正について」研修を行った、企業経営者が一番関心のある相続税についての研修であり、出席者から質問が行われるなど有効な研修であった。

引き続き第2部は山口孝浩署長による「お酒のはなし」と題した税務講話が行われた。酒造りの歴史や、外国には類を見ない麹文化について聴講、「純米」や「吟醸」、「大吟醸」の区分や「焼酎」、「黒糖酒」などお酒について幅広い知識を吸収できた。



▲ 講演する山口署長



▲ 講演する中嶋統括官

経営税務セミナー開催

10月29日、(公社)大分法人会青年部会(古本太部会長)は、中小企業診断士で経営コンサルタントの菊池武司氏を講師に招き、「中小企業施策(主に補助金)を活用した経営力の向上」のテーマで開催した。

プロジェクターを使用して各種の補助金についての解説があり、企業経営上参考となる研修であった。



▲ 講演する菊池武司氏



▲ 受講の様子

婚活イベント交流パーティー

11月15日、(公社)大分法人会青年部会(古本太部会長)は、トキハ会館において、「大分市絆づくり婚活サポート事業出会い応援事業」の一環として、第12回婚活イベント交流パーティーを開催した。

毎回、参加申込が多く、今回も男女各30名の応募数を超えたため、抽選を行い参加者を決定した。

参加者には、事前にマイプロフィールカードの記入をお願いして、イベント開始と共にこのプロフィールカードを相手に渡して1対1の自己紹介。初対面にも関わらず、限られた時間の中でアピールする真剣な姿、楽しくお話しされる様子が見受けられた。

また、イベントの終盤に行った黒ひげゲームでは、色々な種類の景品を目の前にして、とても盛り上がった。

結果、参加者の中から、過去最高のカップル13組が誕生した。

今後も、参加者の「真面目にパートナーを探したい」という気持ちを大切に、イベントを開催する事としている。

第13回目のイベントは3月初旬を予定している。イベント案内(参加申込書)等は、大分法人会ホームページに掲載する。



▲ イベントの司会者



▲ スタッフ

青年部主催チャリティーゴルフ

11月27日、(公社)大分法人会青年部会(古本太部会長)は、臼杵カントリークラブにおいて、チャリティーゴルフを開催し37名が参加した。

37,000円の寄附金が集まり、円ブリオ基金へ寄付する事となっている。

成績は次のとおり、

優勝	佐藤 俊孝 氏	NET	70.8 (グロス90)
準優勝	山内 啓嗣 氏	NET	73.6 (グロス88)
3位	菊池 一利 氏	NET	74.2 (グロス109)

租税教室の開催

10月21日、（公社）大分法人会城東ブロック（高橋敦ブロック長）は、毎年実施しているブロック管内の中学校の租税教室を、本年度は明野中学校の体育館において3年生285名を対象に実施した。

当日は、租税教室用DVD「アナザーワールド」を観賞、税の歴史について、また、国及び大分県の歳入・歳出について説明を行った。



▲ あいさつする高橋ブロック長



▲ 租税会場教室の様子

城東ブロック公開講演会

12月3日、（公社）大分法人会城東ブロック（高橋敦ブロック長）は、あけのアクロスタウンにおいて、東京薬科大学教授の加藤哲太氏を招き「薬ってホントは何？」と題した公開講演会を実施した。

講演会では、「薬の正しい使用方法がわかる」、「危険ドラッグがわかる」の二つのテーマで行われた。日頃は、なにげなく服用している薬が、効かなかったり、効きすぎて危険であったり説明では、参加者は頷きながらメモを取っていた。

また、最近では、ホームドクターのことばが定着してきたが、飲み合わせで危険な薬も多いことから、ホーム薬剤師を持つことの重要性についても話された。



▲ 講演する加藤哲太教授



▲ 受講する参加者

新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

法人名	代表者氏名	所在地	業種
株リーガルアシスト	酒井 安雄	大分市富士見が丘 2-16-4	弁護士及び執行官補職業
大陽テック(株)	神出 卓志	大分市三川上 3-1-13	交通安全工事
株エンジョイ・オーナーズライフ	永尾 由紀江	大分市新川 2-5-6 新川事務所1号	不動産業
㈱九州アズマ	野邊 謙太郎	大分市萩原 4-12-11	塗装・防水工事
KTSフーズ(株)	佐藤 寿昭	大分市豊海 4-1-1	食品卸業
株ルージュ	渡邊 直美	大分市中島東 3-3-35	接客業
高橋塗装(株)	高橋 道成	大分市王子中町 6-33	塗装業
㈱ジェットコーポレーション	首藤 哲也	大分市大字永興1555番地の1	飲食事業・不動産業
弁護士法人アゴラ	岩崎 哲朗	大分市千代町 2-1-23	法律相談
株ディック学園	赤嶺 昭	大分市末広町 2-10-24	人材派遣業

ご加入ありがとうございます。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成26年10月16日から平成26年12月15日入会受付分)

～税理士はこんな仕事をしています～

- あなたの税務代理をします。
税金の申告、申請、請求、不服申立
- あなたの税務書類を作成します。
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- あなたの税務相談に応じます。
申告や主張、陳情、または申告書の作成に關しての相談
- 会計業務を行います。
財務書類の作成(決算書など)
会計帳簿の記帳代行(元帳、試算表などの作成)
財務に關する事務(立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など)
- 税務調査の立ち会いをします。(税務代理)
- その他
・経営分析、経営指導 ・財産の管理 ・議事録などの整理
・融資申告の手續 ・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる
企業経営者のニーズにこたえる
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

(事務局) 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F
電話 5 3 2 - 2 9 7 4

会員の皆様へ
法人会への届出事項に変更のあった際は
FAXまたは郵送にてお知らせください。

公益社団法人大分法人会届出事項変更届

平成 年 月 日

〒870 - 0023 大分市長浜町3丁目15番19号（大分商工会議所ビル内）

公益社団法人大分法人会 行 （FAX 097- 537- 3476）

法人名

代表者名

印

次の通り届出事項に変更があったのでお届けします。

届出事項	変更前	変更後
フリガナ		
法人名		
フリガナ		
代表者名		
所在地	〒 -	〒 -
電話番号		
FAX番号		
資本金の変更		

※このページをコピーしてお使いください。



30th  **Business Guard Anniversary**
 法人会のビジネスガードは30周年を迎えます。



私も応援します！



大分県法人会連合会会長

大分県法人会連合会は 企業防衛を応援します。



大分県法人会連合会 厚生事業等推進委員

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
 企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

火災と地震の害を
 減らす
**法人会の
 地震保険**

取引先の上乗せ
 福利厚生
**アウトワーク
 ハイパー任意労災**

企業間の
 第三者賠償保険
**企業賠償保険
 STAR® (スターズ)**

個人情報の
 漏洩防止対策
**個人情報漏洩
 対策プラン**

自動車事故の
 損害賠償
**法人会の
 自動車保険**

海外に出張する
 サポートプラン
WorldRisk®

お問合せ：大分支店
097-532-6102

受付時間：
9:00 ~ 17:00
 (土・日・祝日を除く)



一般社団法人 大分県法人会連合会

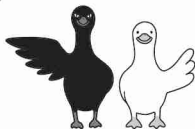
AIU損害保険株式会社

法人会のビジネスガード

検索

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1



がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —
**ちゃんと応える
医療保険**

EVER
入院前後の通院も保障!

●契約年齢●
0歳～
満85歳
まで



新登場!!

心配な
「がん」の
備えに

— 法人会 —
新**生きるための
がん保険** Days

アフラック最新のがん保険、新登場!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

入院	白服入り日から 入服5日までは	一律5日分) 2.5万円
	入服6日目以降	1日につき 5,000円
手術	がんに対する切除・摘除・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
	入院中の手術 1回につき	5万円
	外来による手術 1回につき	2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき	5万円
入院前後の 通院	入院前も、通院後も 1日につき	3,000円

一生
運
保
障

月払保険料 【集団取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度 60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2014年9月22日現在

女性の方には(ちゃんと応える医療保険レディーズEVER)もあります。

【NEW】 ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に
備えたい

総合先進医療特約

3年ごとに
3万円のお
祝い金

— 法人会 —

生存貯蓄特約

■Aプラン 入院給付金日額5,000円の場合
保険期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新

診断	一時会として 1回限り	がん 上存 新生物	50万円 5万円
入院	1日目から 日数無制限	1日につき	5,000円
通院	三大治療のための通院は日数無制限 薬剤費5,000円以内の通院なら日数無制限	1日につき	5,000円
手術	一週の手術については14日間1回 回数無制限	1回につき	10万円
放射線	60日間1回 回数無制限	1回につき	10万円
抗がん剤	入院しなくても 1回につき	治療を受けた月ごと 実がん・遺伝子がん 薬剤費5,000円 以内	5万円 2.5万円

※Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。

【プレミアムサポート】 訪問面談サービス 専門紹介

※がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【集団取扱】Aプラン 入院給付金日額5,000円 解約払込金なしタイプ
定額タイプ 保険料払込期間:終身 (抗がん剤治療給付金)は10年更新

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,010円	1,420円	2,135円	3,460円
女性	1,095円	1,550円	2,295円	2,970円

※(抗がん剤治療給付金)は、現在の年齢まで10年ごとに更新が必要となります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2014年9月22日現在

女性の方には(新 生きるためのがん保険レディーズDays)もあります。

【NEW】 ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの
先進医療に
備えたい

がん再発の
リスクに
備えたい

— 法人会 —

がん再発特約

●医療保険「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき適用して1特約のみご契約いただけます。また、その他の特約の「契約」にも限度があります。●保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認められた医療機関で、医療機関ごとに適用内容(対象となる疾患・症状)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認められた医療機関(指定医療機関)に限り見られます。●契約のみでの契約(総合先進医療特約)(生存貯蓄特約)(傷害賠償金受取特約)の申請受付はできません。●適用(返還)後は保険料率に変更となります。●商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。(引換保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

大分支社
〒870-0034 大分県大分市都町 1-2-19 大分都町第一生命ビル 7F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の集客代理店が行います。 AFlac No.2014-0002 2014080

色々あるから総合保障



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会会員のみならず

経営者 大型総合保障制度

企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

 大同生命

大分支社(大分市都町1-3-22 (大分都町ビル3F))
TEL.097-532-8278

 AIU 保険会社

大分支店(大分県大分市都町1-3-22 (大分都町ビル2F))
TEL.097-532-6102

- ◎この資料は平成26年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-25-1012(平成26年3月11日)